

## 修学旅行生「奈良旅行」支援金(一人につき2,000円)の用途について

本制度は、「ウィズコロナ」の状況下でも安心安全で充実した奈良市での修学旅行を実施していただくため、新型コロナウイルス感染症対策や市内での行程の充実化に活用いただくことを目的に創設しました。

**申請時に感染症対策経費を申請書に必ず記入いただく必要があります**ので、対象となる経費を下表にてご確認ください。

### 【新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費一覧】

宿泊施設の3密対策	①奈良市内に立地する宿泊施設において、児童・生徒が宿泊する部屋又は飲食する部屋を増やすことによって生じた追加経費 <u>(例：2人部屋へ変更代金、1人部屋へ変更代金)</u>  ②奈良市内に立地する宿泊施設において、児童・生徒が貸切り（一棟・フロア・レストラン等）で利用することによって生じた追加経費 <u>(例：一棟貸切代金、レストラン貸切代金、1フロア貸切代金)</u>
移動方法の3密対策	児童・生徒が修学旅行で利用する貸切バス又は貸切タクシー（奈良市内の宿泊施設に宿泊する日及びその翌日に利用するものに限る）を増やしたり、車両サイズを大きくしたりすることによって生じた追加経費 <u>(例：バス1台追加代金、中型バスから大型バスへの追加代金)</u>

### 【対象とならないもの一例】

キャンセル料、企画手数料、各種保険、社寺への拝観料、施設入場料、体験にかかる費用、鹿せんべいの購入費用、お土産の購入費用、学習教材購入費用、講師代、ペットボトル飲料の購入費用など